

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 群馬県邑楽郡板倉町大字岩田2259番地4

氏名 株式会社セオス
代表取締役 遠藤恭三



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀雅雄



許可の年月日
許可の有効年月日

令和4年2月17日
令和11年2月6日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 産業廃棄物の種類

①燃え殻②汚泥③廃油④廃酸⑤廃アルカリ⑥廃プラスチック類⑦紙くず⑧木くず⑨動植物性残さ⑩金属くず⑪ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず⑫鉱さい⑬がれき類⑭ばいじん
（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
以上14種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 平成17年2月7日
変更届出年月日 平成19年7月6日（法人組織の変更）
更新許可年月日 平成22年2月8日（有効期間 平成22年2月7日～平成27年2月6日）
変更届出年月日 平成24年7月17日（住所の変更）
更新許可（優良認定）年月日 平成27年3月12日（有効期間 平成27年2月7日～令和4年2月6日）
変更届出年月日 平成30年4月9日（代表者の変更）
変更届出年月日 令和2年5月26日（住所の変更）
更新許可（優良認定）年月日 令和4年2月17日（有効期間 令和4年2月7日～令和11年2月6日）

5 積替え許可の有無 有・無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無